

## 帯広市例規集電子システム作成等業務委託 仕様書

### 1 委託業務名

帯広市例規集電子システム作成等業務委託

### 2 委託業務の目的

例規の制定改廃や法令解釈に係る事務の効率化及び適正化を図るとともに、例規、法令の改正情報等の情報を得ることにより、迅速かつ正確な例規改正及び例規更新を行い、住民への迅速な情報提供を行うため、職員等が使用する例規集システムの作成、運用を行うものである。

### 3 業務委託期間

契約締結時から令和10年9月30日まで

※令和5年10月1日から運用開始を予定

### 4 委託業務の内容

- (1) 例規集作成業務
- (2) 法令情報提供業務
- (3) 判例情報提供業務
- (4) 例規整備等支援業務

### 5 委託業務の詳細

#### 共通事項

LGWAN環境又はインターネット環境により全庁運用ができ、「例規管理・検索システム」、「例規改正・立案システム」、「法令検索システム」、「判例検索システム」及び「サポート体制」等が相互に密接に関連し、委託業務を実施できる体制であること。各システムの仕様の詳細は以下のとおりとする。

#### (1) クライアントPC

ア OS：Windows 10以上で動作すること。

イ ブラウザ：Microsoft Edge(Chromium版含む)、Google Chromeで動作すること。

#### (2) システム動作環境

##### ア システム運用機器

(ア) システム運用機器については、委託業者の指定するサーバをIDC（インターネット・データ・センター）に設置し、運用する。また、公開用例規集を除く機

能の利用については、L GWAN環境又はインターネット環境におけるIP又はID  
認証等により庁外からのアクセスを制限すること。

- (イ) IDCにて管理する運用機器については、後述する同時接続等の仕様を満たせる  
よう十分なスペックを有すること。
- (ウ) 運用機器等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサー  
バルームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優  
れ、二重化電源設備が施されていること。
- (エ) IDCについては、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックす  
る体制が構築されていること。
- (オ) ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、運用機器の安全性を確  
保するとともにシステムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されてい  
ること。
- (カ) データバックアップを毎日実施し、万が一障害が発生した場合においても即座  
にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

### (3) データベース構築対象

ア データベースは、令和4年12月31日内容現在の帯広市例規集の現行例規及び平成  
30年7月31日以降の廃止例規、過去例規、過去原議、改正履歴を対象として構築す  
る。各例規等の詳細は以下のとおりとする。

#### (ア) 現行例規

令和4年12月31日内容現在の現行例規（1,270件）に対し、令和4年12月31日  
までに公布された制定改廃内容の反映したデータを構築する。

#### (イ) 廃止例規

平成30年7月31日以降に廃止された例規（170件）。

#### (ウ) 過去原議

平成30年7月31日以降の過去原議（1,621件）。改正沿革からのリンクを実現  
し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築  
する。

#### (エ) その他

平成30年7月31日から令和4年12月31日までの委託者が指定する時点におい  
て、現に効力を有していた例規であって、委託者が指定するもの。

### (4) システム等仕様

#### ア 例規集作成業務

<庁内用例規集>

#### (ア) 例規管理・検索システム

- a 題名、用語、体系、年月日、五十音、所管部署等で検索でき、項目間の掛け合わせ検索が可能であること。
- b 例規・法令を連携させ、表示できること。
- c 例規単位で指定した施行期日時点ごとの閲覧ができること。
- d 題名、用語、種別、所管部署から原議を検索できること。
- e 例規本文、原議本文を表示できること。例規本文に係る全文検索実行後は、複数の用語でヒットした箇所を色付けで表示できること。例規本文は、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式で表示できること。
- f 例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文を表示できること。
- g 公布後施行前例規の検索が可能なこと。
- h 検索結果について、個々の例規本文を表示させなくても検索ヒット箇所を確認することが可能なこと。
- i 例規の全部又は一部を選択して印刷及び編集可能な形式でダウンロードできること。
- j 例規全文又は選択した例規の一部の新旧対照表を作成し、印刷及び編集可能な形式でダウンロードできること。1つ前の施行日時点からの改正箇所を、新旧対照表形式にてリッチテキスト形式でダウンロードできること。
- k 平成24年4月30日以降の例規について、施行日単位で過去・未施行の条文を閲覧でき、aで示す検索機能と同等の検索が可能なこと。
- l 条文表示において、例規、法令等へのリンクを設定し、当該箇所をクリックすることで対象箇所を表示できること。
- m 要綱等についてもシステムに搭載し、例規と同等の検索・表示機能が実現できること。
- n 全庁で利用することを勘案し、50台以上の同時アクセスが可能なこと。
- o 市議会の各定例会終了後、迅速かつ正確に例規データの更新を行うこと。
- p システム構築後に生成された例規改正データを全て履歴データとして管理し、上記aからnまでと同様の取扱いを可能とすること。

#### (イ) 例規立案・審査システム

- a 法制執務について精通していない職員においても立案することができるよう、簡易な操作で、本市が定める形式で改め文、新旧対照表、溶け込み後条文等を生成できること。
- b クライアントに特別なソフトウェア等を必要とせず、Webブラウザ上で条文の編集が可能なこと。
- c システム外で作成した新規制定例規データをシステムに取込み、システム上で編

集、法制執務の観点から点検できること。また、取り込むデータについては、条文構造を自動で設定可能なこと。

- d 例規、法令等の引用箇所に対しリンクを自動生成し、更新後の例規本文から引用先を閲覧できること。

(ウ) 保管用例規検索システム（CD-ROM版・更新ごとに2枚作成）

例規管理システムを閲覧できない場合においても、例規検索を行えるよう保管用として例規検索システムCD-ROMを更新の都度2枚ずつ作成し、納品すること。なお、上記(ア)のaと同等の検索機能を有すること。

<公開用例規集>

- a 例規集の更新ごとに当市ホームページ掲載用の例規データ（HTML）を作成すること。
- b 体系検索、五十音検索、簡易用語検索が可能であること。
- c 例規内リンク（該当条・項・号、該当別表・様式）及び例規間リンク（該当条・項）の機能があること。
- d 様式の印刷及び編集可能な形式でのダウンロードが可能なこと。
- e 未施行例規の改正箇所について、改正条文の色を変えて並列に表示することにより、住民にわかりやすく改正内容を公開可能なこと。

イ 法令情報提供業務

(ア) 法令検索システム

- a 法律・政令・省令・告示など法令等の種別の区分に応じ、それぞれ活用するに十分な法令等の検索・閲覧ができること。
- b 例規と条項単位でのリンクが可能であること。
- c 指定する施行日ごとにその時点の条文内容が表示され、閲覧・検索、ダウンロードが可能であること。
- d 全ての法令ごとに、その効力に対し影響を持つ告示情報を有していること。
- e 全ての法令の条単位に、その解釈に必要な「政令に定める」、「特別の法の定め」又は「大臣が定める」等の委任先又は参照先が不明瞭なものに対し、当該委任先等の規定の所在を注記し、当該規定条文にジャンプするリンク機能を有していること。
- f 法令本文から関連する法令、通知、判例を表示できること。また、判例検索システムとリンクされていること。
- g バージョンアップは定期的に行うこと。
- h 障害発生時には、迅速に対応すること。

- i 法令データの内容更新は、官報掲載後概ね1週間以内に更新されていること。
- j 庁内例規集と混同することのない画面設計となっていること。
- k 全庁で利用することを勘案し、5台以上の同時アクセスが可能なこと。

## ウ 判例情報提供業務

### (ア) 判例検索システム

- a 判例データは、最高裁判所以外の裁判例も含み、随時更新していること。
- b 裁判年月日、裁判所名、事件番号、関連する法令の題名、条数等で検索、閲覧できること。
- c 任意の単独又は複数の用語による全文への検索ができること。
- d 上記b及びcの検索方法を複数利用した絞込み検索ができること。
- e 判例要旨は1要旨に限らず登載し、争点・論点から整理して体系目次に分類していること。
- f バージョンアップは定期的に行うこと。
- g 障害発生時には、迅速に対応すること。
- h 全庁で利用することを勘案し、5台以上の同時アクセスが可能なこと。
- i 法令とのリンクが可能であること。

## エ 例規整備等支援業務

### (ア) 法制執務相談

例規に係る、制定、整備、解釈その他の法制執務に関する諸事項に関し日常生じる疑義の照会や相談について対応すること。

### (イ) 先行事例提供

新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

### (ウ) 法令改正情報等及び例規整備情報の提供

- a 法令の新規制定や改正の情報を定期的に電子メールで配信できること。
- b 法令の新規制定や改正に伴い、本市の例規について新規制定や改廃が必要となる場合、必要な事項を分かりやすく整理し、情報提供できること。併せて、例規の改正案を提示できること。
- c 行政課題に関する解説及び条例の参考例や先進自治体条例の検索・閲覧できること。
- d 法令に関係する用語の解説や行政実例等の検索・閲覧ができること。

## オ サポート体制

### (ア) システムの保守等について

- a システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持すること。
- b 例規管理システム等の基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。
- (イ) 操作支援サポートについて
  - a 操作説明の専用窓口があり、操作等の質問又は利用上の疑義が生じたときに、回数に制限なく問い合わせに応じられること。
  - b 必要に応じて職員を対象にした操作説明会を実施できること。
  - c システムに関する操作説明書を納品すること。

## カ その他の仕様

- (ア) 地方自治法の解釈等について、電子データで検索できるシステムを提供すること。
- (イ) 印刷用原稿の提供について
  - a 履行期間内における各年度の4月1日現在の内容の例規情報を記載した印刷用原稿を3部作成し、市に提供すること。
  - b 提供する印刷用原稿の判型形式は、日本産業規格A列4番とし、両面印刷で作成するもの。
  - c 例規システムの表示機能に準じること。また、例規情報の検索を容易にするため、体系順にページ数を付すとともに、例規の題名、制定年月日、例規番号及びページ数を記した目次を作成すること。
  - d その他の事項については、必要の都度、委託者の指示するところによる。
- (ウ) 例規データ、システムからの出力データ及び印刷用原稿の著作権は、当市に帰属するものとする。

## 6 業務委託料

業務委託料の上限は、17,490,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※各例規集の更新及び成果品の納入に要する費用は、更新データ量にかかわらず、契約に定める委託料の額とし、受託者は、本市にこれ以外に一切の費用負担を求めないこと。ただし、更新又は新規に登録する例規の本数が契約期間の初日現在登録されている例規の本数の8割を超える場合は協議するものとする。

## 7 委託料の支払

委託料は、運用開始日以降、年4回、庁内用例規集の定期更新の都度支払うものとし、詳細については契約書で定める。

## 8 想定業務量

### (1) 現行・廃止例規

令和5年7月31日内容現在（現行例規約650件、廃止例規約170件、現行要綱等約620件）を対象とする。

### (2) 年間更新件数（制定例規、被改正例規、廃止例規の全て）約250件程度

## 9 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、市と受託者で協議の上、決定する。